

# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※1 個人番号および法人番号（法人番号の指定を受けていない場合は事業主の個人番号）を記載してください。

[1]異動があった場合は、速やかに提出してください。

大野市長 殿		所在地 〒	法人番号 ※1				特別徴収義務者 指定番号		
							宛名番号		
年 月 日提出		名称	連担 絡先者		係				
					フリガナ				
					氏名				
					電話 ( ) -				
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	
個人番号※1			円	月分から 月分まで	円		1. 退職 2. 転勤・転職 3. 休職・長休 4. 産休・育休 5. 死亡 6. 会社解散 7. その他	A. 一括徴収 B. 普通徴収 C. 特別徴収継続	中段[2]に続く ※死亡退職の場合 は普通徴収の方法 を選んでください。
フリガナ								(ウ)の額を退職者から 全額徴収して納入。 1月以降は必須	後日、大野市より、 本人あてに納税通 知書を送付します ので、その旨を本 人にお知らせくだ さい。
氏名 (旧姓 )								(ウ)の額を退職者 本人が納付書で納付	
現住所 (給与の支払を受けなくなった後の住所)									
電話 ( ) -									

[2]一括徴収をする場合

一括徴収の理由 (下記を選択し、本人の申出の際は、異動者印押印のこと)		異動者印	給与又は退 職手当等の 支払予定月日	一括徴収予定額		退職者の徴収 税額については、 一括徴収の方法 にご協力ください。	1月1日以後 退職時までの 給与支払額
<input type="checkbox"/> 異動が12月31日までで、本人の申出があったため	<input type="checkbox"/> 異動が1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため			支払予定日ご との徴収予定額	合計 上記(ウ)の金額		
注意事項			一括徴収した税額は、		月分で納入します。		控除社会 保険料額
● 12月31日までの退職者については、本人の同意を得て、5月分 までの残額を一括徴収してください。(異動者印必要)			( 月 日納期限)				円
● 1月1日から4月30日までの退職は一括徴収することが義務づけら れています。(異動者印必要なし)							

下段届出書[3]は  
新勤務先で記入し  
てください。  
引き続き新勤務  
先にて(ウ)の額  
を徴収する。

退職者についても、  
給与支払報告書の  
提出をお願いします。

[3]転勤等による特別徴収届出書

(転勤等により引き続き特別徴収を行う場合は、新勤務先で下記欄を記入し、大野市に送付してください。)

月割額 円を 月分から ( 月 日納期限) 徴収し納入します。	給 与 支 払 者 (特別 徴 収 義 務 者)	所在地 〒	法人番号 ※1				特別徴収義務者 指定番号	新規
		フリガナ						
		名称	連担 絡先者	係				
		〒		フリガナ				
送付先住所		氏名						
		電話 ( ) -						

備考